

平成25年第3回三笠市議会定例会

平成25年9月12日（第1日目）

○議事次第（第1号）

- 1 開会宣告
- 2 会議録署名議員の指名
 - 4番 猿田重夫氏
 - 8番 儀惣淳一氏
- 3 会期の決定
 - 平成25年9月12日
 - 平成25年9月26日15日間
- 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
 - (4) 選挙管理委員会行政報告
- 5 議事
- 6 散会宣告

○議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般報告について（議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告・選挙管理委員会行政報告） |
| 日程第 4 | 一般質問 |
| 日程第 5 | 例月出納検査報告について（監報第3号） |
| 日程第 6 | 報告第21号及び報告第22号について |
| 日程第 7 | 報告第23号 まちづくり調査特別委員会報告について |
| 日程第 8 | 報告第24号 三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について |
| 日程第 9 | 報告第25号 平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第10 | 議案第39号 三笠市子ども・子育て会議条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第40号 三笠市児童・青少年ふれあい会館設置条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第41号 三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定につ |

いて

- 日程第13 議案第42号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第14 議案第43号から議案第47号までについて
- 日程第15 議案第48号及び議案第49号について
- 日程第16 議案第50号及び議案第51号について
- 日程第17 議案第52号 三笠市教育委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第53号 三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命について
- 日程第19 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第20 認定第1号から認定第8号までについて

○出席議員（9名）

議長	1番	谷津邦夫氏	副議長	3番	齊藤且氏
	2番	澤田益治氏		4番	猿田重夫氏
	6番	谷内純哉氏		7番	丸山修一氏
	8番	儀惣淳一氏		9番	武田悌一氏
	10番	高橋守氏			

○欠席議員（1名）

5番 扇谷知巳氏

○説明員

市長	小林和男氏	副市長	西城賢策氏
総務福祉部長	松本哲宜氏	選管委員長	中村茂俊氏
総務課長	右田敏氏	財務課長	中原保氏
市民生活課長	金子満氏	企画経済部長	中沢敏男氏
企画振興課長	小田弘幸氏	農林課長	松本裕樹氏
監査委員	森原裕氏	監査委員事務局長	鈴木信之氏
教育委員長職務代行者	後藤寿氏	教育長	北山一幸氏
学校教育課長	高森裕司氏	社会教育課長	松浦基晴氏
高等学校事務長	堀籠秀樹氏	病院事務局長	澤上弘一氏
総務管理課長	須河恵介氏	医事課長	礮瀬孝氏
消防長	永田徹氏		

○出席事務局職員

議会事務局長 清水光一氏 議会係長 坂保徳氏

主任主事 青山初美氏

◎議長（谷津邦夫氏） 開会前ですが、取材のため、報道機関から写真撮影の申し出がありますので、許可しております。

開会 午前10時30分

◎開 会 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） ただいまから、平成25年第3回三笠市議会定例会を開会します。

◎開 議 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、4番猿田議員及び8番儀惣議員を指名します。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月26日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

会期は、15日間と決定しました。

◎日程第3 諸 般 報 告

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質問ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長（谷津邦夫氏） 質問ないようですから、教育委員会審議事項報告については、報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長（小林和男氏） 行政報告をさせていただきます。

まず、第1点目は、報告第1号市長の行動報告であります。平成25年度の民主党の地域政策懇談会というのが6月14日にありました。今回から、この懇談会については、それぞれの各市町村で行うということになったものですから、そこに記載されている2名の方が三笠市に参りまして、要請行動あるいは、いろんな面についての懇談をさせていただきました。主な内容は、そこに11点記載されておりますが、ごらんいただきたいと思っております。

続きまして、幾春別川総合開発事業並びに空知総合開発期成会、2つの行動についての説明ですが、まず最初に、7月10日、これはそこに書いてありますように、幾春別川総合開発期成会ということで、構成しております三笠市、岩見沢市、それから桂沢の水道企業団、3団体によって、まず7月10日、北海道知事あるいは北海道議会議員、そして幹部職員のほうに決定したけれども、とにかく最近の気象状況を見ますと、いつどうなるかわからないということで、一日も早く建設を進めていただきたい、そんなことで要請いたしました。

また、7月24日、25日、26日の3日間につきましては、その次のページにありますように、平成25年度の空知地方の開発予算に関する要望、空知総合開発期成会と期を同じような状態で、桂沢の、あるいは幾春別川総合開発事業についての要請も行ったところでございます。内容については、先ほど申し上げましたような、ダムの一日も早い完成をお願いしたところでございます。

また、空知総合開発期成会としては、そこに記載されておりますように、地球温暖化防止対策と低酸素社会に貢献してほしいということで、森林の問題、食と自然環境の問題、それから空知産炭地域の再生について、あるいはごみ処理の問題、あるいはPCBの廃棄物処理等についても、あわせて要請したところであります。

次、報告第2号であります。そこに記載されておりますように、まず、市長部局のほうですが、新しく部長職として、そこに記載されている職員について発令を行いました。

また、2番目は、退職の分でございます。平成25年7月31日付で、今まで看護部

長をやっておりました増田さんが退職するというので、7月31日付で行いましたし、8月21日付で、また、宮下先生については事故によって退職という形になったわけであります。

続きまして、報告第3号につきましては、事件の発生でございます。御存じのように、8月21日の午前11時10分ころ、外来の患者であった某氏によって、宮下先生が殺害されるという、非常にショッキングであると同時に、私どもとして大変大きな事件がございまして、まだ今なお、その当時のお話を聞きながら、今後、そうした事件が起きないように、関係機関との連絡をとりながら対応を図っていきたい、このように考えている次第でございます。

事件後の対応について、翌日ですが、私のほうで、派遣先であります札幌医科大学のほうの学長にお会いいたしまして、事故の状況等をお話しさせていただいて、あるいはまた、今後の医師の派遣の問題について、あわせてお願いしたところでございます。

以下、(1)から(8)までの行動を行いましたので、お読みいただければと思っております。

次、報告第4号市工事についてでございますが、都市公園整備事業のほか12件、全部で13件、そこに記載されております。もう既に発注いたしておりまして、それぞれの期間内に完成するように、それぞれの所管のほうで努力している途中でございますので、その件については、以上の報告で終わらせていただきます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

初めに、報告第1号、総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 次に、報告第2号、同じく総務部福祉関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 次に、報告第3号、市立三笠総合病院関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 最後に、報告第4号、企画経済部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質問ないようですから、一般行政報告については報告済みとします。

最後に、選挙管理委員会行政報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質問ないようですから、選挙管理委員会行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

◎日程第4 一般質問

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の4 一般質問を行います。

一般質問については、齊藤議員ほか1名からの通告がありますので、通告順により、順次報告を許可します。

3番齊藤議員、登壇願います。

（3番齊藤且氏 登壇）

◎3番（齊藤 且氏） 平成25年第3回定例会に当たり、通告に基づきましてお伺いたします。

まず、先日、大変残念で残忍な事件で亡くなられた宮下先生の御冥福をお祈りするとともに、御家族と関係者の皆様が、一日も早く平穏な生活に戻られることを心より御祈念申し上げ、安心して安全なまちづくりについて質問させていただきますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

最初に、養豚場の悪臭問題の対応についてお伺いたします。

昨年、私は、9月と12月議会で、2度お尋ねしましたが、この問題はいまだに解決されず、地域の方々も大変悩み苦しんでいると伺っております。

弥生花園町にお住まいで知人のお母さんは、ことしも大変な猛暑の中、窓もあけられずに、体調も悪くされ入院したとも聞いております。昨年同様、ことしの夏、日本列島は熱中症あるいは脱水症などで入院または通院される方、さらに最悪、亡くなる方のニュースを聞くたびに、悪臭で悩まされている皆様の健康面と精神面を心配されている方は、私一人ではないと思っております。昨年12月議会で、小林市長からも、悪臭問題は断固たる処置をとるとありました。悩める住民の方々の期待も高かったと思っております。

そこで、養豚場建設計画当時を振り返ってみたいと思います。書面に残したかは別にしても、「悪臭を出しません」「住民に迷惑をかけません」との説明もあり、6,000頭もの豚のふん尿を浄化槽とバクテリアで分解するので、住民の方々には悪臭で迷惑はかけないとの条件を信じて、農業委員会も通って、北海道から認可がおりたと思っております。

当時、議会は、生ごみ対策の利活用として、石狩市の生ごみ処理施設を視察し、バイオマスなどの研修も受け、私もEM菌やバイオマス産業に大変関心を持ちました。

また、我が家では、長年、EM菌の愛好者から勧められ、試してみました。消臭効果のほかにやけどにも効果があることがわかりました。食事の支度をしていた妻が、みずからの不始末で顔と腕などにやけどをしてしまい、皮膚科の治療を受けながらもEM菌を試したところ、家族もびっくりするほどの効果を発揮し、腕には若干やけどの跡は残りましたが、水膨れまでになった顔には一カ所もやけどの跡は残りませんでした。

なお、インターネットなどで調べてみると、EM菌など、当然とは思いますが、条件によっては消臭効果などを含め、効き目に違いはあるようです。

そこで、私が疑問に感じることは、企業経営として経営方針は当然ありますが、一度認

可があり、操業を始めた企業の立入調査が難しく、行き過ぎた行動をとると、営業妨害になりかねないなどの声を聞きますし、この点は慎重であるべきとは思いますが、最初の段階で、どのようなバクテリア菌を使ってふん尿を分解し、悪臭を出さない企業努力をしたのか、資料などの提示や悪臭対策に積極的に取り組む姿勢は見受けられたか、疑問に感じます。

さらに、先日のまちづくり調査特別委員会の説明で、企業側の説明する態度と姿勢に、不快感と違和感を強く感じました。悪臭問題で地域住民に迷惑をかけている、大変申しわけないとの様子は見受けられず、現在は、悪臭防止法の基準値はクリアしているのに、なぜ住民は騒ぐのか、とも言わんばかりに感じたのは、私一人だけではないと思っております。

そこで、小林市長にお伺いいたします。

昨年12月議会でも、「断固たる処置をとる」との答弁もいただきましたが、条例の制定まで考えているのかお聞かせください。調べてみると、自治体によっては、たばこのポイ捨て防止や公共施設での禁煙、さらに知られた条例では、スカートの盗撮などの迷惑防止条例などもあります。ほかの条例で、公害防止条例などが知られております。

なお、条例の違反には、2年以下の懲役や100万以下の罰金、拘留、科料もしくは没収の刑もあるようです。

また、一昨日の新聞報道によりますと、岩見沢市では、「地域経済の活性化を目指して、中小企業振興基本条例の制定を準備」、芦別市では、「空き家等対策条例の制定を定例市議会に提案」とあります。今回の悪臭問題の解決として一番望ましいことは、官民関係が悪臭問題を解決し、地域住民の方々に、快適で安心した生活を取り戻すことと思っておりますが、今後の企業誘致などを考えたとき、三笠市迷惑防止条例の準備があってもよいのではと思っております。見解をお聞かせください。

次に、子供を対象とした緊急時の対応についてお伺いいたします。

医学の進歩とともに、さまざまな病気が解明され、治療法も確立されてきております。昔、なじみの薄かった食物アレルギーもその一つと思っております。

昨年末、ある学校で、給食で出された食べ物が原因で、重篤なアレルギー症状を起し、女子児童が死亡するという、大変残念な事故が発生しました。現場の教職員らにガイドラインの十分な活用がなされていない実態があったようです。牛乳や卵、小麦に対して、アナフィラキシーと呼ばれる重篤な症状を示す食物アレルギーがあります。この症状が出たとき、症状を和らげるアドレナリン自己注射薬、製品名はエピペンと呼ばれます。このエピペンは、予備を含めて3本程度を携帯するように勧められるそうです。昨年9月からは保険適用が始まりましたが、診察費用を含め、エピペン1本が2万円程度かかる、また、有効期限は入手から1年余りと短く、経済負担も大変だったそうです。食物アレルギー以外では、スズメバチに刺されて死亡するケースもあります。大事なお子さんを預かっている保育所、幼稚園、学校は、万全な体制をとられているとは思いますが、緊急時の対応に

ついてお聞かせください。

次に、温水プールの耐震性と今後の利用についてお伺いいたします。

さて、現在、市役所庁舎は、耐震診断後に補強工事などで耐震化を進めており、続いて公民館や市民会館など、耐震化の補強はあると理解しております。

そこで、本市の温水プールについては、第8次総合計画を見ても、水泳に対する今後の方針はどのような考えがあるか理解はできません。特に、プールは特殊な施設のため、水槽を含めて耐震補強には無理があると思います。子供たちの水泳教室や高齢者を含めた水中運動、さらに障害を抱えた方のリハビリにも効果が期待できます。今後も市民には必要な施設と思っております。先日は、東京オリンピック開催決定のビッグニュースもありました。見解をお聞かせください。

最後に、盆おどりやぐらなどの木造施設の維持管理についてお伺いいたします。

木材の欠点の一つに、腐って朽ち果てることが上げられます。そのために、5年に一度程度、防腐剤を塗り、維持管理することが理想とされております。まちのシンボルの一つである盆おどりやぐらは、風雨にさらされた状態です。ほかにも、設備の誇れる弓道場、太陽の丘公園、クロフォード公園にある駅舎、幌内鉄道村にはログハウスなどの木造施設があります。「大地の公園」と紹介され、ジオパーク認定に取り組み中の三笠市が、交流人口の増加と経済の活性化、さらにはリピーターの増加も視野に入れ、維持管理や活用方法にも目を向けるべきと思います。見解をお聞かせください。

以上、登壇での質問を終わらせていただきます。御答弁のほどよろしくお伺いいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（松本哲宜氏） 私のほうからも、養豚場の悪臭問題の対応ということで、今しがた迷惑条例的なものはつくれないのかという御質問です。これに関しまして、私のほうから説明させていただきます。

今回の養豚場における問題というのは何かというと、悪臭ということです。この悪臭については、既に国のほうで、この悪臭防止法という規制を法律でちゃんと持っております。これに基づいて、現在は、法律の範囲内で都道府県知事はその場所を特定し、その基準も決めるというのが、当初、この法律でうたわれてまして、それで道としては、三笠市の意見を聞いて、結果的には三笠のエリアということで地域を指定し、またその基準も定めるということでやっております。

今現在は、平成24年の4月に、地域一括法の分権でありまして、権限が北海道から三笠市に移譲されております。したがって、今後については、その地域、場所、指定関係、それから基準関係については、市町村が今度はそれを変更することも、公示すればできるという形になってます。したがって、法律上からこういう形で悪臭防止法ということで決められてございます。この法律に従わない場合、一定の基準に従わない場合については、罰則も既にあります。1年以下の懲役または100万円以下の罰金ということの処置はさ

れてるということです。したがって、法的に、実は、この悪臭に対してはもう既に規制はされているということでございます。したがって、先ほどのお話がありました、市でそういったものをつくれぬのかということになりますと、法律を超えるようなものを市がつくるということにはなりません。それと、法律というのが一番上ですから、そういった面で、まあ、精神的には理解はしますけども、今、本市としても、この悪臭防止法の中でできる範囲のことで処理をするということだというふうに理解をしておりますので、特段、他にかかわる条例をつくるということについては、今の段階では考えていないということをお知らせしたいと思っております。

以上です。

◎議長（谷津邦夫氏） 学校教育課長。

◎学校教育課長（高森裕司氏） 私のほうから、子供を対象にした緊急時の対応ということでございます。

本市におきましては、市内の小中学校においては、入学時のときに、保護者のほうから児童調査票というものを提出していただいて、病気や健康面の状況につきまして、保護者から記載していただいたものを学校に提出していただいて、保護者と学校が常に情報を共有しているというような状況をとってございます。

また、先ほど言われました、アナフィラキシーショック等の緊急時を要する、三笠市においても事例はございまして、そのような中で、アレルギー等の緊急を要する児童等がいる場合は、保護者から、さらに学校生活管理指導票というのがございまして、さらに詳しい内容を記載したもの、それから、給食時において食材を別にして本人に万全な体制を期した上で、それと、担任教諭、それから養護教諭、それから栄養教諭と教育委員会等で、随時、そういう対策について打ち合わせをいたしまして、さらに迅速に対応できるように、学校医の意見を聞いて、消防本部との連携をしっかりといたしまして、情報共有を行いながら緊急時の対応を迅速にできるという体制をとってございます。さらに、入学後において、見学旅行だとか修学旅行、各種行事においても、事前健康調査というものを行いまして、保護者から、気になる面だとか、随時情報提供をいただくことと、あと毎月発行してまます保健だより等で、気になる面等あれば、保護者から担任を通して報告いただくということで、迅速な対応できる体制で、今、学校運営をさせていただいてるという状況でございます。

以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 社会教育課長。

◎社会教育課長（松浦基晴氏） 私のほうから、温水プールの耐震性と、今後に関することについてお答えいたします。

温水プールにつきましては、市内に本格的なプールがない中、市内唯一の施設という現状にあります。現在につきましては、一般利用のほか、水泳協会、水泳少年団、また、学校教育における水泳授業による利用や、水泳協会が主催している競技大会開催による利用

もされているところでございます。

温水プールにつきましては、先ほど言いましたように、市内唯一の本格的なプールということがあります。今まで外壁や屋根、手すりの修繕、循環ろ過装置の改修や、毎年2月に1カ月間をかけて定期点検を実施するなど、維持管理に努めているところでございます。

今後においても、温水プールを初めとする体育施設の必要性は十分に感じておりますので、今後とも、施設の維持を図るために指定管理者と連携をとりながら、不良箇所の早期発見、早期改修に努めて、長く活用していきたいというふうに考えております。

あと、温水プールの耐震性なのですけれども、温水プールにつきましては、1号特定建築物ではなくて、また避難所とはなっていないということから、耐震化の義務づけがされていないという現状でございます。そういうことで、現在は、公民館、スポーツセンターの耐震化を優先する計画となっております。地震により、建物本体や、先ほど議員がおっしゃいました、プール水槽に亀裂が入るなどの被害を受けた場合につきましては、そのときの被害状況に対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、2つ目に、やぐらを含む木造施設の関係でございます。中央公園に設置しています北海盆おどりやぐらにつきましては、開庁120年の平成13年に建設しており、その年、中央公園で北海盆おどり大会を開催し、翌年の平成14年を第1回大会として、ことしまで12回開催をしておるところでございます。

やぐらにつきましては、当初、盆おどり期間中に設置し、終了後に解体保存をしてきましたが、やぐらについては北海盆おどりのシンボルであり、通年で北海盆おどり並びに三笠市のPRをするために、平成18年の第5回大会終了後から、解体せずに、中央公園にそのまま設置したまま現在に至っております。

やぐらにつきましては、雨や雪にさらしても強く、腐りづらいヒバ材を利用して建設しておりますが、雨や雪による影響を考え、今後は、塗装や防腐剤塗布などについて定期的に実施することを検討してまいりたいと考えております。

私のほうからは以上です。

◎議長（谷津邦夫氏） 企画経済部長。

◎企画経済部長（中沢敏男氏） 私のほうから、盆おどりやぐら以外で、太陽の丘ということのお話もございましたので、まずそのところについてお話をさせていただきたいと思っております。

太陽の丘にあります木製の展望台、これにつきましては、平成4年に農水省の補助をいただきまして整備したと。これは、サンファーム三笠の一体的な整備の中で進めてきたというものでございます。

そこで、防腐処理の話をしていただきますと、この木製の展望台、この防腐処理につきましては加圧注入式ということで、木材に防腐剤をしみ込ませた製品ということがございます。あわせて、この施設の維持管理なのですけれども、毎年春に農林課の職員によ

りまして打診検査等行いまして、その後は、サンファームの管理人により週1回程度、確認を行っているというところでございます。点検時に腐食等の部分があれば、それは交換して修理を行ってきているということもございまして、今後につきましても、引き続き、維持管理していきたいということでございます。

なお、加圧注入式の防腐剤の効果といいますのは、一般的には、15年から20年と言われているところでございます。

以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 齊藤議員。

◎3番（齊藤 且氏） まず、順番から、順番からというか、悪臭対策ということは、そしてらもう、条例の制定までは考えてはいない、あとは、その戦術それでもって守っていくのだ、守られるのだと、そういうふうなことの確信のもとでいいのかな、そういう判断で受けとめていいですか。

というのは、僕は、ちょっとそれまでやってもね、けさも電話あったのですよ、けさも、弥生の方から。けさも、食事中、もう臭くて仕方がないのだと。何とかしてくれなかったら、本当迷惑だということなのです。だから、僕、もうそろそろ、迷惑ということ考えたときに、悪臭防止法でも防止できないものであるための条例としては、ちゃんと憲法でも保障されてるのは御存じと思うものですから、いろんなことを考えて、まあ、来年の夏までというか、例えば、4月1日以降は絶対に悪臭を出してもらっては困るのだということの、しっかりとした約束できるのだったら、僕、そしてらいいなって、そうは思うのですけども、なかなかそこまではなりづらいのではないかなという気がするのです。

例えば、極端に期限を決めて、来年の4月1日以降でも、悪臭を出したとき、そしてらどのような対応を考えてるのか、その点、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。まず、これは悪臭は悪臭で、それでどうですか。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（松本哲宜氏） 今し方の悪臭、悪臭と、一生懸命、悪臭なのですが、実は、先ほど言ったとおり、これは法律に基づいて、実は、初めは道が地域を指定し、ですから、当市の場合、住宅地は全て地理的にはA地域という一番厳しい基準の地域です。それから、次に、実は農業振興地域あります。ただし、農業振興地域にあっても、そこに住宅等が介在して、環境上の問題があるぞと、おそれがあるぞというところについては、B地域ということに指定されています。そのB地域が、今回の東清住だとか唐松あたり、それから、工業団地のほう、岡山の工業団地の一部にもですけどB地域というのがありますが、あとの農振地域は入ってません。入ってないということは制限がないということです。だから、極端に言えば、どんな臭いされても規制値はないということです。ということで、今回のところについては実はBということです。そこで、一番きつい基準であるというA地域については、特に問題になってるアンモニアなのですが、法律で、あくまでも1から5以下に規制しなさいという形になってます。A地域は1です。ですから、一番厳

しいです。今回の場所については、実は2です。1に次ぐ2が規制値ということです。ですから、この規制値を守りなさいということで来てます。当初は、今言ったように、道が56年のときに、当市の記載はそうですねと。当然、そのときには地域の、ですから三笠市の意見も入れながらつくりました。今日に来ては、先ほど言ったとおり権限移譲がありますので、今度は三笠市がその法律にというか、それに基づいて監視をしてるということになります。

そこで、問題なのは、アンモニアが2という、それでも厳しい数字です。実は、今まで当市のほうでも測定、これは、アンモニアほか22の特定物質を測定をして、この指数というのを決めていくのですが、実は当該地域については、この前やった段階で、実は2です。ということは基準内です。ですから、極端に言わせれば、悪臭ではないのです。法律からいくと、悪臭ではないということです。ただ、わかります。当然、こうやって地域でいろいろと臭いがする、これは、私たちも当然それは感じてます。ただ、これが今言ったように、法における悪臭でないという数字が今の段階では出てるということです。ただ、現実的に臭いはするということなので、これについてこのままでいいのかという問題は当然あります。したがって、ここは当然、臭いがしない、出さない工夫を、当然、業者にしてもらわないといけないし、ましてや、施設からそれが外に出るわけですから、出ていく際に、それを抑えることの努力を、当然これは事業者側にもしていただかないといけないということで、今まで、振興局も含めて、三笠市も含めて、いろんなアドバイスをしながら指導はできません。あくまでも悪臭の規制値を超えてませんから、指導はできませんが、アドバイスという形の中では企業さんのほうにはお話しして、環境をよくしましょうねという話をさせていただいてます。ですから、今後も当然、今の段階では、その数字を超えてないということからいっても、これでいいというわけではありませんので、当然、行政としても、その事業者に対しては、減らす方法、出さない方法も含めて、それはアドバイスをしていきたいと。

今回、事業者のほうの説明からいくと、豚の頭数を3,500頭に減らしましょうと、減らしますよということを言ってます。それから、サプリメント、飼料の中に今までサプリメントを入れてますが、これは結果的に消臭効果のあるものということです。それを2倍にしましょうということを言っていると。それから、餌自体を変えましょうと。餌も臭いの発生が抑えられる餌を与えましょうということで、これは、この前、唐松の段階、小地域で説明会を開いた際に、企業側が出してる中身です。ただ、これで果たしていいのかというのは、当然行政としても思ってます。ただ、そういう面では、それ以外の方策を含めた中で、いかに出さない、抑える方法はないのかということは、当然、行政としても、カーサに対していろんなアドバイスをしながら、そういう方策を今後も当然続けていきたいと思ってますし、そういうお話もさせていただきたいと思ってます。ということです。

以上です。

◎議長（谷津邦夫氏） 齊藤議員。

◎3番(齊藤 且氏) その条例でもって守られるという確信があるんだったら、僕は、それでいたし方ないなとは思うのです。ただし、先日のまち特の委員会であれされても、けさも臭いでもってひどいよということになってたら、なかなかそれは厳しいのかなって気するものですから。ちょっと条例についてネットで調べてみたことなのですが、条例は、地方公共団体の議会の議決に基づいて制定・改廃されるもので、これは憲法でも保障されてるのですよね。民主的な基盤を持っています。その意味では、国会で制定・改廃される法律と同じであって、法的な強制力が認められます。では、先ほどの悪臭防止法が逆に緩いのかなって気がするのです。それだったら、別な条例を市が独自で制定して、例えば、さっき例に出した迷惑防止条例なり何なりで悪臭法の基準はクリアしてて、それでもなおかつ、朝御飯食べるのに大丈夫だ、大丈夫だと。僕は、それは地域住民の方々に説得力はないって、そう思うのです。迷惑防止条例だとか、その地域地域独自の、これは認められることなのですから。ただし、僕としては、この業者がこっから出ていくためのものでなくて、せっかく三笠でやってることだったら、みんな一緒になってやれば一番いいのかなと。ただ、そのような思いでもって条例の制定を提案してる、そういうようなことをちょっと理解してください。

◎議長(谷津邦夫氏) 副市長。

◎副市長(西城賢策氏) 法律の理解の仕方に、ちょっと、私どもの理解と議員の理解と違う部分あるのかもしれませんが。それで、そういう意味で、まず、私どもの理解です。

一つは、憲法で言ってます。憲法では、94条の中で、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」と、こういうふうに言ってます。それを受けて、地方自治法の中で、これは14条ですが、「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができる。」、こういうふうに言ってます。

ただ、先ほど、松本のほうから申し上げたのは、一般的な物の考え方です。

悪臭防止法には、ここに関して特別な条項があります。これは、悪臭防止法の23条ですけれども、「この法律の規定は、地方公共団体が、この法律に規定するもののほか、悪臭原因物の排出に関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。」と言っています。ですから、別に、特別に定めるべきことがあれば、それは定めてもいいのだよということ。一般論としては、松本が言ったようなことですが、この法律には特別にそういう規定があると。

では、それはどんな範囲で定められるのかということになります。これは、私ども、法律行為でやっている以上は、その法律を一つ一つ可能な範囲で分析して、その規定を設けなければならないというふうに考えています。

それで、3点あると。

これは逐条解説の中で言っておきまして、一つは、特定悪臭物質等の、このもの以外の悪臭、これについて規定するということがありますが、今回の場合は、特に中心がアンモ

ニア臭だとすれば、これは法令の中にあるわけです。ですから、これをあえて規定する必要性はないだろうというふうに考えています。

それから、2つ目は、規制地域以外の地域を規定するというようなことは、やってできないことではありませんということなのですが、規制地域にはこの地域入ってますので、既に。ですから、このことについても特に定める必要性はないのだろうというふうに考えます。

3つ目は、工場だとか事業所だとか、そういう悪臭の原因物を発生すると思われるような施設についても、特に届け出の制度だとか、それから認定の制度だとかを定めるというようなことは定めることができるでしょうねということについて。ですから、定められる範囲は極めて特定されているというふうにお考えになっていただいて、私ども、今悪臭防止法で定められているものからすると、特段うちが条例を定めて行うべき必要性というのは余りないのではないかとこのところ考えているということでございます。

それで、たまたま横浜市の例もありましたので、横浜市のこの種のものについて参考にとってみたのですが、どれも精神規定に近いものです。例えば、1つ目は、事業所は悪臭の漏れにくい構造の建物とすることとか、では、これ、どういうふうにせえなんて一つもないのです。言ってみれば、それは5点ぐらい定められていますが、私、見た範囲では、そういう極めて大枠とした、ある意味、実効性の非常に薄いものだなというふうに考えてます。

それから、先ほどちょっとお話ありました空き家の対策の問題ですね、あれも芦別であいうふうに決めましたよと、たしかきのうの新聞だったか出てますが。これも、実は副市長会議でも一時やりまして、いろいろ議論やったのですが、芦別は定めてる、当時も言っていましたけど、これも全国で幾つかの市町村がおやりになってますが、これも極めて精神規定です。

一番その問題は、いろいろその解釈をずっと調べてみたのですが、私なりに調べた範囲では、やはり法的根拠を持たなくてはだめだと。法的根拠もなしに条例で定めて、行政代執行してしまったら損害賠償を求められますよということなのです。唯一、今法律にあるのは、建築基準法のみなのです。ですから、建築基準法を最大限活用してやるということは可能かもしれません。では、その客観情勢が必要だし、所有者が明確であることなのです、必要なのは。ですから、いつも言うように、所有者がよくわからないものについて、つまり、置いていって、その方がどこかへ行ってしまった、亡くなってしまった、というふうになった場合に、子供も探してもなかなか見つからない。いるのです、市内の方にもそういう方が。そういう建物があるのです。しかも、ずっと遠い縁につながる方はどうもいるようなのですが、そんな方に、あんた責任持って片づけなさいと言えないわけです。行政代執行なんかすると、まさにそういう、俺は財産だと思ってたのに何片づけたのだ、勝手に何やったと、損害賠償せえと、こういう請求が起きる可能性がある。よく似てるのです、この悪臭対策と。

だから、建物の場合、もしもそういうことになったら、もうどうしようもないですから、私、前から申し上げてるのは、そこにあるものが財産なのかごみなのか、これを認定する機関が地方に任せてくれないかということ。

ちょうど、過日、道新に出まして、今自民党内部で、所有者が見つからないものは言っていないのですが、今度は立入調査権を認めるとか出ましたので、実は道新の東京の者に電話かけて、そここのところ、自民党で内部議論どんなことをしてるのだということで話を聞いてもらいましたのです。その中でも、具体的にそういう議論あるけども、なかなか詰まっていって行くのは難しいかもしれないけど、今そのこと承知してますよと、議論してますというお話いただきました。少し明かりが見えたかなと私どもも思ってますけども。

また一方で、函館山のところにある住宅の幾つかが、いろいろ景観上問題になってるので今議論されているというようなことが出てました。これもその今の道新の記者に私電話かけたんですけど、そこでいろいろお話聞いたのです。大変苦慮しているようです。

やはり簡単に飛び越えて市町村が実施するというのは難しいのです。悪臭の問題も、うちが勝手に何か数値を決めて、実はきょうも総務部長から、もっときつくするというようなことは、こんなことだって可能かもしれないというような話があったものですから。ただ、そこに論拠を持てるかと。最終は法律論だよ、訴えられたときに本当にいいかと。あれだけの態度をする方々ですから、どんなふうに出てくるかわからないと思います。ですから、よほど、私は、法律でも解決しがたい問題に近いなど、これ、今思ってます。

それで、いろいろ最近よく考えているのですが、やっぱりこれは住民運動で、もしも起きるとすれば、住民運動というのが、一番、ここは、法律があろうとなかろうと、住民として困ると、何とか臭いを消せと、こういう運動はできないわけではありませんし、住民がみんな、もうやめてくれと言うのだったら、そのことについてははっきり言えるわけです。行政としては、法律上論でやっている以上は、法律に違反してない限り言えないわけです。

もう一つだけ。もうすぐ終わります。つまり、うちの豚を買っていってるところですね、ここをやっぱり対策しなければならぬのかなと。あくまでも、相手にはっきり申し上げてということになるし、やるとすれば、道と一緒にやってということですが、そんなふうを考えてます。

◎議長（谷津邦夫氏） 齊藤議員。

◎3番（齊藤 且氏） 副市長の答弁聞いて、僕も同じような考え方あるのですが、ちょっとここを読んでみたいと思います。

条例により、その地方が独自に抱える問題、これ括弧書き、その後あるのですが、例えば、公害問題などにきめ細かい対応が可能となります。また、他の地方と異なる個性、括弧して、町並みだとか文化財だとか、自然動物の保護を出していくための指針ともなります。地方によって基準が異なるからこそ条例の意義があるとも言えるのです。こうあるのです。

そうすると、僕は、悪臭防止法はあるのですから、それはそれで法律越えられないけども、迷惑があったことの迷惑防止条例なり何なりを、今のうちにしっかりとつくっておかなかつたら、やっぱり企業誘致を考えたときに、どんな企業なのかというのが、これわからないし、これもまた、せつかく三笠に企業が来るときに、これを遮断する何物もないし、そのためにも今しっかりと、そういうようなことを決めておかなかつたら、今の企業も含めた今後の企業のことも考えて、しっかりと法律の勉強をしながら地域住民の人たちを守ってもらいたい、そう思うのです。

現に、今署名運動もしてると聞いております。

けさもそうやって、朝御飯食べてるときも、臭いがひどくて迷惑だと言ってるから、迷惑防止条例なり何なりができないかなと思って、そういうふうなことです。

◎議長（谷津邦夫氏） 副市長。

◎副市長（西城賢策氏） それで、後日説明を申し上げることになると思うのですが、臭気判定士を活用した複合臭に関する規制を設けたいという考え方ですね、一遍にそこまで行けるかどうかわかりませんが、まず、とりあえずそういう調査も必要だろうということ、今やってもらうことにしていますので、そういうものの結果を見た中でやらなければならないだろうと思います。

なお、迷惑防止条例については、以前から私申し上げてまして、今のこういうことではありませんが、例えば、住宅地に市外の方が土地をお持ちで、草をぼうぼうにして、そこに虫が湧く、それから種は飛ぶ、大変な問題があるというようなことを私承知しておりまして、迷惑防止条例の制定ができないかと。ですから、これは個別法で定めてるもの以外なのです。だから、ふだん私たちが生活してて、特に法律はないけどもここを規制したいというような場合です。

今回の場合は、悪臭防止法という中で法律がありますので、それを理解しながら、法律家に相談しなければならないのだろうと。つまり、それはもっと言うと、国に相談しないと制定ができないことになるので、非常に時間としてロスが大きいのだろうと、そんなふうに考えております。

◎議長（谷津邦夫氏） 齊藤議員。

◎3番（齊藤 且氏） そうしたら、養豚場の問題は、僕もこれでいいですけども、次に、子供を対象とした緊急時の対応について、これ一応答弁もらいましたので、これはこれで僕も、三笠市もアナフィラキシーの子供もいたという実態もわかりましたし、やはりその関係機関の方々は大変努力されて、子供たちの安全安心を守ってるな。

ただし、僕、これちょっと新聞記事なのですけども、群馬県の渋川市でもってこんな取り組みしてるという紹介なのですけども、この市で取り組んでるのは、ちょっと読みますね。

群馬県渋川市は、このほど、市内の小中学校などで児童生徒らが病気やけが、アレルギー症状で緊急搬送される際、学校と消防署などが迅速に連携できるよう、子供の病歴

などを記入する緊急時対応の子ども安心カードを作成し、運用を始めた。

これ全国で初めてのことなのです。子ども安心カードというカードをつくって、お互いに情報を共有するということなのです。

それで、ここの消防署のほうも、担当者によると、消防署の担当者ですよ、子供を対象にした緊急時対応のカード作成は全国初の取り組みですということと、あと、このアレルギー症状を起こした子供たちの、緊急時は現場が混乱することも考えられるとし、一刻を争うときのやりとりに、安心カードは非常に有効と話していた。市は今後、市立保育所までに向けても広げていく考えを示している。法律的にもいろいろと個人情報のことだとかあるのですけども、特に考えられるのは、学校の教職員の人たちが、どっか転校してよその学校へ行ったとかなんとかというときに、子ども安心カードでもって、教育委員会と消防とでもって連携を密にすると、こんな制度もあるものですから、これもいろいろと研究しながらやっていったほうがいいのではないかなという提案なのです。

◎議長（谷津邦夫氏） 学校教育課長。

◎学校教育課長（高森裕司氏） 今おっしゃいました子ども安心安全カードというものなのですけれども、実際のこの中身ですね、平成25年6月から渋川市のほうで開始した内容で、実際に、病気の内容だとか服用の薬だとか、アレルギーとか医療受診機関とか明記するようになってるのですけども、私どもの学校でやっております児童調査票についても、ここについてはこのような明記はしてないのですが、具体的な内容を記して、同様な対応がとれるということで、あと学校医、それから消防のほうにも同じ対応がとれるような同等の対応はしてると、今、実際実施しておりますので、この分も参考にしていきながら、さらに整備強化していければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎議長（谷津邦夫氏） 齊藤議員。

◎3番（齊藤 且氏） わかりました。

そしたら、次の温水プールの耐震性に移っていきたくて思ひますけども。先ほど、温水プール関係の耐震はないというふうなお話ありましたよね、答弁として。僕、これ耐震化は無理だと思ひているのです、かなり。というのは、温水プール施設は幾ら側、上屋を耐震しようが何しようが、水槽そのものの耐震の仕様は、なかなかどうやってするのかかわからないのです。

それで、先日、2週間ほど前ですか、どっかの町の室内プールが水槽の底が隆起して、これが原因不明で使えなくなったというニュースがあったのです。やっぱりこのことを考えたら、いつ何どき、うちの町の温水プールというのは昭和47年に建設されてて、周りからいろんな水害だとか何とかで、基礎だっけかなりダメージは受けてると思ひのです。ある日突然、本当に温水プールが使えなくなるという事態なつたときに、この町から、そういうふうな水泳授業だとか、いろんな活用の仕方もあることがなくなる。そういうようなことを今からしっかりと計画しとくべきではないかな、こう思ひたのです。

ただし、財源の問題、それはあると思うのです。大変に。ただし、本来なら、これは国が本来やるような、財政が豊かなまちだったらいいのですけども、今この三笠市に温水プール、さあ、つくれといったって、なかなかそうはいかないと思うものですから、今のうちに、この東京オリンピックの効果、そんなこともありますし、三笠市はスポーツのことを真剣になって考えてるまちだと思ってます。例えば、中学校の野球のナイター設備だとか、こんなことも考えたときに、水泳する子供たちのことも考えられるような、そんなまちでありたいなど、こんなことを申し上げたいと思います。

それと、もう一つ、さっきの木造の施設、このことについて、一問一答だから、今のことで何か答弁あればいただけますか。温水プールの件。

◎議長（谷津邦夫氏） 教育長。

◎教育長（北山一幸氏） ありがとうございます。私どもも、スポーツ施設、この温水プールに限らず、全てのものについては、子供たちの教育、それから市民の福祉、健康に関して必要なものだというふうに理解させていただいております。

温水プールについても当然必要でして、そういう事態が発生した段階にあっても、規模によりまして、それはそのときに考えなければならないことだろうというふうに思っています。

それから、うちの課長のほうからもお話しした中身は、地震等々で温水プールが被害を受ける状況になれば、ほかの公共施設等々も当然被害を受ける状況になりますので、そのときには当然、その公共施設の優先度で、どの順番つけていくかというのは、そのときのその状況によって判断してまいりたいなというふうに考えてございます。

ですから、私どもは、今の施設を十分に、市民から預かった財産なので、大事に維持管理してまいりたいというふうに思っております。

◎議長（谷津邦夫氏） 齊藤議員。

◎3番（齊藤 且氏） 今教育長からも答弁ありましたけども、ただ、僕も、昨年、せっかく制定した第8次総合計画、この中に温水プールのことがどう読んでも理解できないのです。三笠市の水泳に対する、スポーツに対するものが、第8次総合計画には、ちょっとこれで抜けてるような気したものですから、この点も踏まえながら考えるべきでないかなと感じたものですから。

◎議長（谷津邦夫氏） 企画経済部長。

◎企画経済部長（中沢敏男氏） 今の8次総合計画の話、ちょっとされましたので、そのところ説明をさせていただきたいと思います。

まず、耐震診断の関係なのですけども、まずは優先的に、今、8次総合計画の中で考えておりますのは、現在、工事やっております市庁舎また市立病院、スポーツセンター、これが特定建築物という位置づけされておまして、要するに、数多くの人が集まる場所というところでございます。まずは、ここを第一に進めていきたいという考え方です。

次には、災害対策に必要となります避難所ということで、これにつきましては消防本部、

これも整備終わりましたけども、あと市民会館、公民館、こちらのほうを次に優先的にやっていきたいということがございます。これらをいろいろ、8次総合計画の中で、いろいろ予算等解析したところ、今の8次の中ではちょっと取り込めないと、これは財政的なものなんですけども。ということで、現在の8次には入っておりません。

ただ、今後、国の経済対策等、いろんな制度がいいもの出てくれば、それはまた市の財政規模ともいろいろ検討しなければならないのですけども、できれば前向きに取り組んでいきたいというふうな思いです。

◎議長（谷津邦夫氏） 齊藤議員。

◎3番（齊藤 且氏） そのような答弁いただきましたので、今まさに東京オリンピックなんか、一つのそれが起爆剤になればいいかなと思ってのものですから、その点も視野に力を入れながら取り組んでいただければと思いますので、その点もよろしく願いいたします。

先ほどの最後の木造施設に関する答弁の中で、加圧注入の話ありましたけども、あの加圧防腐剤でというのは、なかなかこれも、いいか悪いかといっても、効果が余り期待できない部分もあるのではないかなと思うのです。やっぱり根本的に木造の施設を長持ちさせる一番いい手段は、5年に一度程度、防腐剤を塗ってやれば一番長持ちはするのです。これは僕も仕事柄、そんな仕事をしてたものですから、加圧防腐処理の会社でもやってたものですから、なかなか効果が期待できない分あったもので、これも、せっかくあそこに太陽の丘公園だとか、例えば、幌内の鉄道村にログハウスもあるものですから、今、なかなか行政の人たちも、スタッフもなかなか万度にいるかどうかは別にしましても、そういうふうな施設がせっかくあるのですから、そんな施設の維持管理も、これからも予算つけながら、長持ちさせて使っていただきたいなと思いますので、この点もよろしく願いいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） 企画経済部長。

◎企画経済部長（中沢敏男氏） 今、齊藤議員言われるように、私も、加圧注入式ですから、もうそのままずっと使えるのだという認識はございません。15年から20年という一定の目安ありますけど、現実には、風雨にさらされる部分ですとか腐りが早い部分もあります。そこのところについてはメーカーのほうともちょっと話いろいろしてるのですが、一定期間過ぎたら、やはり塗布による防腐処理も必要になってくるということも聞いておりますので、今後、その辺しっかり見きわめて維持管理していきたいというふうに考えております。

◎議長（谷津邦夫氏） 齊藤議員。

◎3番（齊藤 且氏） そのことをしっかりと期待しながら、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 以上で、齊藤議員の質問を終わります。

最後に、9番武田議員、登壇願います。

(9 番武田悌一氏 登壇)

◎ 9 番 (武田悌一氏) 平成 2 5 年第 3 回定例会におきまして、通告に基づきまして質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、市立三笠総合病院について。

先日の 2 1 日に発生した衝撃的な事件は、ただでさえ難しい医師の確保ということを考えれば、今後における地域医療の崩壊にもつながりかねず、当市においては大変大きな問題であると思いますが、現実的には、外来患者や入院患者さんがいることから、厳しい中でも診療体制を確保する必要があります。精神科外来の診療体制については、平日は 9 月末までという期限つきで札医大のほうから出張医の派遣で対応されていると聞いておりますが、休日や夜間についてはどのような体制を考えているのか、患者さんや家族も大変心配していると思いますので、診療体制についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、病院内の非常時における対策であります。狭い診察室の中で患者さんと向かい合い、診察を行っている現状においては、完全に事故を防ぐということが難しいことは理解できるのですが、それでも、今回の事件を教訓とした安全対策について、どのような具体的な方策等を考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

次の質問であります。スポーツ環境充実事業についてお聞かせいただきたいと思ます。

この事業につきましては、平成 2 2 年の教育行政執行方針の中で、野球少年団が、2 1 年に開催された全道の大会において準優勝したという実績から今後を期待をするということで、子供たちの夢と市民の希望のために支援していきたいという目的のもとできた事業であります。

当時、私も質問させていただき、将来的にはスポーツ留学の受け入れなど、それらも視野に入れながら、若い世代に移住してきてもらうことまでを含め、考えられる事業の一つであると思いますので、今後も継続して取り組んでいただきたいと話した記憶があります。

ことしも、日本ハム球団や北海道フットボールクラブとの相互連携協力協定により、プロ指導者を招致し、子供たちに高度な技術や考え方を習得するための環境づくりに取り組んでおり、その結果として、ことしは三笠スピリッツについては南空知の 3 連覇、また三笠 F C が北北海道大会で優勝、さらに今までの実績として、ファイターズジュニアに 2 名の選出、コンサドーレ札幌には 1 2 歳以下として 4 人、1 5 歳以下として 1 名が入団するなど、本当に子供たちの夢への実現が、少しずつではありますが、確実に近づいているような予感がしておりますし、市民として本当に応援してあげたい思いであります。

そこで、お聞きしたいと思うのでありますが、7 月 1 3 日から 1 5 日まで開催されていたサッカー大会での優勝についての新聞記事について、チームの主将である子が、岩見沢市の子供であったと記載されておりました。確かに、平成 2 2 年のときに質問したときの答弁においても、「北海道で頑張っている子供たちに対して、今後支援を検討していきたい」という答弁もいただいておりますし、スポーツ環境充実事業の目的の中には、市内の

子供たちという限定はありません。しかしながら、市民の多くの方は、三笠のスポーツ少年団に入っている子供たちは、市内の子供たちだと認識しているかと思うのであります。

現在、三笠市のホームページにおいて、移住定住のための新たな事業として、三笠に住めばここが得ということで、スポーツ環境充実事業のことも掲載されております。

平成23年度の決算においては、893万2,336円の支出をしているわけですが、私は、やはり三笠に住んでいる子供たちにとっての支援策であっていただきたいと思ひますし、このような支援策がある三笠市に移り住んでいただけないのかなと思うのであります。少年団を維持していくのが大変なぐらい人数が少ないのか、その辺の内情についてはわかりませんが、現状においては、近隣市町村に住んでいる子供たちにとっては大変魅力のある事業になっていると思うのであります。市内の子供たちにとっては、市外からの子供たちが加わることによる影響というのが、少なからずあるのではないかと思うのであります。

市民の希望のために始めた事業でありますし、私は、今後、真剣に移住定住政策を進めていくのであれば、恒久的に取り組むということも検討できるほどの事業の一つではないかと思ひております。ただ、そのためには市民の皆様にも、この事業についてしっかりと理解していただきながら、不平不満が出ないようにしていかなければいけないと思ひてあります。

そこで質問であります。スポーツ少年団の現状について、また、少年団運営についての考え方についてお聞かせいただきたいと思ひます。

最後の質問であります。三笠高校についてお聞かせいただきたいと思ひます。

昨年6月議会時にも、全道から集まってくる生徒たちの保護者のことを考えた場合、少しでも安心していただけるようにという思いから、「生徒たちの状況については積極的に状況報告をしていただきたい」と質問させていただきました。当時の答弁としては、「二、三カ月ごとに、学校だよりや連絡事項などの発送を予定している」ということでありましたが、現在の状況についてはどのようになっているのか。

つい先日も、地域の方から、保護者の方たちと学校はうまく連絡をとり合っているのだろうかという話を聞かされました。保護者の方にしてみれば、まだまだ学校からの情報が不十分なようで、地域住民の方々に相談が来るということであります。

また、地域に対してもなかなか情報が入ってこないで、わからないことが多過ぎると言い、そして、今の2年生は卒業するまで幾心寮にいたいのだ、学校側が勝手に物事を決めて進めているというような話も聞かされました。

これは、あくまで一方的に聞かされた話でありますから、これらが全て正しいのかはわかりませんが、私はこの話を聞かされ、少なくとも、学校・保護者・地域、この3カ所の連携がまだまだ不足しているのかなと感じたところであり、まだまだできたての学校であり、改善していかなければいけないところも数は多くあると思ひますが、この辺の環境づくりについてもしっかりと取り組んでいかなければならないと思ひてあります。

そこで、高校と地域の連携についての考え方を最後にお聞かせいただき、以上、壇上での質問を終了させていただきますので、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） この後の武田議員の質問の答弁を保留し、午後1時から会議を開きます。昼食休憩入ります。

休憩 午前11時40分

再開 午後1時00分

◎議長（谷津邦夫氏） 休憩前に引き続き会議を開きます。

武田議員の質問に対する答弁を求めます。市立病院事務局長。

◎病院事務局長（澤上弘一氏） それでは、武田議員の質問に対してお答えをしたいと思いますのですが、まず、前段に、このたびの重大な事件が当院内で発生しましたこと、また、全国的なニュースともなりまして、大変市民の皆様、議員の皆様にご心配をおかけしましたことにつきまして、この場をおかりしまして、おわびを申し上げたいと思います。大変申しわけございませんでした。

そこで、今御質問にありました内容でございますが、まず1点目の医師の派遣について、出張医のことですが、本当に今後の地域医療の崩壊につながりかねないのではないかとこの御指摘もいただきました。私ども、そこは本当に重大、重要に受けとめております。

御質問の内容は、土日、夜間の対応についてということでしたが、若干、これまでの医師派遣に係る経過も含めましてお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

このたびの精神科出張医師の派遣につきましては、緊急事態ということで、札幌医科大学と北海道において協議がなされまして、医局のほうも医師が大変不足している中、大学側の配慮によりまして臨時的な措置として行われているものでございます。当初は、事件の翌々日、8月23日から9月13日までのおおむね3週間の医師派遣について連絡を受けていたところですが、9月4日付で、この月末、9月30日までの派遣をしますよというような決定を連絡を受けたところでございます。

また、今の御質問の平日の日中は大学から来ますので、土日とか夜間の対応はということなのですけれども、お隣の岩見沢市に野宮病院という病院がございます。そちらのほうに夜間、土日については基本的に電話による対応、それから、万が一、もっとひどいような状況になったときには、医師を派遣していただくというような、出張いただくというようなことをお願いしまして、了解のもとに今対応をさせていただいているというような状況であります。

また、当院に通院している患者さんの中で、例えば入院が必要になったというような場合、また精神科の当番医というのがございまして、それらにつきましては、岩見沢市立総合病院のほうにお願いをして協力をいただくことになっております。今のところ、そういったことで、従来の通院患者、それから入院患者については通常の診療が確保できているというような状況になっております。

恐らく9月いっぱいということで、今そういった派遣を、出張いただくことにはなっているのですが、市民の皆さんが心配されているというようなこともあろうかと思えます。10月以降については、まだ白紙の状態ではございますが、先ほど、行政報告の中で市長も御報告しておりましたが、市長じきじきに大学、北海道への要請をしていただく、あるいは私どもも医師招聘にかかわっては、あらゆる手段を通じて、今鋭意努力をしているところでございます。

それから、2点目の非常時における安全対策の考え方について、具体的な方策はもう考えたのかということでございます。

まず、診療については、通常、医師と患者の信頼関係があって成り立っているというふうに思っております。安全対策につきましては、事件後、各方面で取り上げられておりまして、報道では、例えば、警察官OBを配置している、あるいは監視モニターを設置している、防護服を着用しながら診察をしている。また、さらには、私の今目の前にあるのですが、刺又を配備しているとか、対応はさまざまなようでございます。

もう一点、市立病院については老朽化も進んでいる中で、精神科病棟も45年ほど経過しておりますので、当時のままですから、やはり構造上狭隘となっているというようなこともございます。

精神科だけを捉まえて考えますと、精神科を特別視してしまうことにもなりかねないということもございます。病院全体として考える必要があるのではないかと。また、強いて言えば、これは病院だけではなくて、いつでもどこでも起きる可能性もあるのではないかなというふうに考えております。

具体的な対策については、事件・事故を未然に防ぐこと、あるいは起きた場合の対応もあるかと思えます。

これまでも、病院としては、非常時に対応する体制として準備はしてきておりました。例えば、精神科に限って申し上げれば、外来等で患者が例えば奇声を上げる、または暴れるなどという行為が発覚した場合には、現場の男性看護師はもちろんですけれども、身近の男性職員がすぐ駆けつけて対応するというような、そういう体制はとっております。

ただ、病院全体として対策という視点もありますけれども、現場ではやはり裁量権を持つ医師の考え方が優先されております。ですから、さらに効果的な方策を見出すには、担当する医師の考え方も重要であるかなというふうに考えておりますが、今のところは、出張いただいている医師の先生方の考え方に基づいて、例えば、医師と患者との位置関係を見直すなどして診察を行っていただいております。

さきに申し上げましたとおり、当面は、常勤の医師の確保に全力を挙げてまいりますけれども、新たな先生が決まった段階で、またさらに有効的な方策がないかということも見出していきたいなというふうに思っておりますが、病院側といたしましても、今のところ考えているのは、例えば、非常用のブザーのスイッチをふやすとか、そういったことをとりあえず取り組んでいきたいなというふうには考えているところでございます。

それと、今回の事件で亡くなられた宮下先生の御家族の御心痛は本当にいかばかりかということですが、病院職員も現場に居合わせた者の中には、かなり心にダメージを負っている者もおりまして、この後はメンタル的なフォローも含めて、いろいろやっていかなければならないかなという状況でありますので、いろんな面で早急に対応を考えていかなければならないかなと思っておりますが、若干の時間も必要かなというふうに考えておりますので、ぜひ、また皆様方からもいろいろと御指導もいただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 社会教育課長。

◎社会教育課長（松浦基晴氏） 私のほうから、スポーツ少年団の現状とスポーツ少年団とスポーツ環境充実事業に対しての考え方についてお答えしたいと思います。

スポーツ少年団の現状につきましては、現在、三笠市のスポーツ少年団につきましては、スポーツ環境充実事業を実施している小学校野球、中学校野球、サッカーの3少年団と水泳、剣道、硬式並びに軟式テニスの少年団、合わせて7少年団があります。このうち中学校野球、水泳、剣道、硬式・軟式テニスの少年団につきましては、全員市内の子供が団員となっております。

小学校野球では、親が前に三笠に住んでいたという関係で、ことし1人が今入団をしているということですが、この子供は今小学校6年生ということで、今年度限りで退団するということになっております。

サッカー少年団につきましては、入団者65人のうち、約半数が市外の子供たちという状況でございます。サッカーにつきましては、大会のクラス分けにおいて、例えば、野球であれば小学校、中学校という区分しかないのが、サッカーにつきましては、3歳刻みなど年齢区分が細かく分かれているということがございまして、三笠の子供たちだけではチーム構成ができない年齢層もあるということございまして、そうすると大会参加もできなくなることにもなっている状況です。

あと、教育委員会につきましては、スポーツ少年団の支援策の一つとして、今言いましたスポーツ環境充実事業のほかに、スポーツ少年団や引率者が大会に参加する経費について補助をしております。交付基準につきましては、大会の規模及び大会数として、各少年団とも全国大会、全道大会がある大会を対象に、年間3大会まで各団体に補助をしております。この補助の部分については、地方大会からの参加費を全部補助しているということにございます。旅費の算定基準につきましては、個人であれば、公共交通機関の旅費、団体であれば、公共交通機関を利用した場合の旅費とバス借り上げによる費用を比較し、低額のほうを補助をしているということにしております。

この補助金の支給対象者につきましては、市内の子供たちに限っており、市外からの子供たちは補助金支給の対象外としております。

スポーツ環境充実事業の恒久化につきましては、財源の確保や三笠市内の児童生徒の推

移、野球・サッカー少年団への入団希望者数などが大きく影響するため、当面は現状のとおり、事業の検証をしながら判断をして実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（谷津邦夫氏） 三笠高校事務長。

◎高等学校事務長（堀籠秀樹氏） 高校と保護者、地域との連携の考えの御質問につきまして御答弁させていただきます。

まず、高校における情報発信の現状についてお話しさせていただきますと、保護者の皆様に対しましては、昨年9月に行いました授業参観後の保護者との懇談の中で、情報発信の充実について意見が出されたことも踏まえまして、従来为学校だよりや期末テストの成績に関する資料の配付に加えまして、担任の先生と保護者による学級懇談会の開催、それから2学年にあってございますので、各学年の担任が学年通信というものを定期的に作成いたしまして、生徒を通じまして配付いたしますほか、今年度からPTAを立ち上げ、各種の情報をお知らせしてきてございます。

御質問の中にごございました寮の件に関しましては、各保護者さんに見ていただいたかどうかという部分で確認はしてございませんが、保護者の方々には、単に学校だよりを通じて状況などをお知らせするだけではなくて、各担任の先生から生徒に周知をし、生徒から保護者さんへ情報が届くように努めておりますほか、8月になります、8月の夏休み後にPTAの役員で集まる機会がございまして、PTAとしての寮の建設の考え方について、役員の中で懇談があったところです。

お話の途中経過の中では、議員のおっしゃられましたような御発言もあったということ聞いてございますが、PTAとしての結論といたしましては、男女に分けての寮になるというのが一番ベストではないかということで、PTAの中ではそういう結果になったということで、校長のほうから聞いてございます。

また、幾春別地域の皆様に対しましては、幾心寮のある地域ということもございまして、日ごろから御支援・御協力をいただいておりますことから、学校の活動状況などについてお知らせをさせていただくということで、幾春別連合町内会さんを窓口にさせていただきますと、学校だよりを発行の都度配布させていただきますとともに、幾心寮の開寮・閉寮予定などの情報を提供させていただくなど努めさせていただきます。

保護者、それから地域の方々への情報のお知らせなどの連携に関しましては、今ほど申し上げました内容で現在取り組んでございますが、市立高校として開校して2年目ということで、現在、学校をつくっている段階でもございます。

また、稚内それから函館など遠方から入学をしていただいております本校生徒の特殊事情等を考えますと、現状の取り組みだけではなくて、もっと気遣いすとか配慮といったものが必要と思われるところはあると考えてございます。

今後におきましては、さらに地域の方々、またPTA会長とよく御相談させていただき、御意見も頂戴しながら、今後の連携を図らせていただけるように努力してまいりたいとい

うふうに考えてございます。

以上です。

◎議長（谷津邦夫氏） 武田議員。

◎9番（武田悌一氏） 今、各所管ごと回答をいただきましたけれども、それで、最初の市立病院の関係ですけれども、本当に医師の確保って、日ごろからやっぱり難しいという認識は私も重々承知しております。現在、いろいろな方面にいろいろ声をかけていただいて、確保に歩いていただいているのは十分理解しておりますけれども、やはり地域の方も含めて、本当にこの病院の問題、たまたま報道にもあったとおり、すごく多くの方が注目しております。実際のところ、多分、私、たまたまうちのまちでこういう事件が起きてしまったものですから、こういう質問しておりますけれども、多分、ほかのまちでこのような事件があっても、私も同じように9月議会でこのような質問、うちのまちではどうなのだという事は多分してたのかなと思うのです。そういう意味においては、いろんなところで、今後こういう安全対策を含め、いろんな話が出てくるのではないかなと。大変厳しいと思いますけれども、今10月以降の状況についてもという話もありましたので、正直、先が見えてない、正確な答えが出ない間で、もう答えはこれ以上出ないのだろうと思いますので、再質問はしませんけれども、やっぱりすごく気になってる問題であると思います。本当に医師の問題、また、こういう公共施設における安全性というのは本当に、先ほど局長のほうからもありましたけれども、病院だけの問題でもないのです。例えば、市役所であるとか公共施設、いろんなところ、出入りするところ全てにおいて、いつどういう場合が想定されるかわかりませんので、この辺は、病院は当然、先ほどの話ですと、医師の先生が優先だということで、そこが決まってから考えるという話ですけれども、ほかの施設についても、各担当所管の方々、できる範囲のところは自分たちの場合はどうなのだというのは、ついでにこの機会に検討していただきたいと思います。

また、再質問はしませんけれども、本当に心配なのは心配なのですよ。本当に医者、来れるのかな、どうなのかな。実際のところ、うちの病院、患者数の推移でいっても、精神病棟の患者さんってすごい多いわけです。入院患者でいったら38%ぐらいの患者さんがいますし、外来にしたら5%ぐらいの患者さんがいます。こういう問題によって、本当に地域の医療が崩壊しては非常に悔しい思いだと思います。そういう意味においても、決まりましたら、発表できる段階が来たとしたら、すぐにでも、また議会のほうに報告していただきたいな。本当に今僕も、この問題に関しては、そこしか言えません。ですから、厳しい、これからのことどうなっているのだというのは、あえて質問はしませんけれども、本当によろしくお願ひしたいなという思いだけであります。

そういうことで病院のことについてはお願ひするしかないなということで、再質問については、次のスポーツ環境事業のほうからさせていただきたいと思います。

それで、先ほど、野球については市内1名、これも以前市内に勤めていた方が転勤になった関係でということで、こっちは6年生最後ということで、ここはわかります。

やはり、私もすごく気になってたのですが、サッカーのほうは約半数いるのだということ。多分、この市外の方を認めてしまったら、チーム編成うまくいかないのだろう。そういうもどかしい問題もあるのだと思います。そういう意味において、大会の遠征費とか、市内のみを対象にしているというのは、非常にその部分では安心したのですけれども、現に、サッカー教室、野球教室にしても、やっぱり費用が発生しておりますよね。指導を受ける部分については無料で受けれるという状況なのだと思います。そういう意味でいくと、本当にこのプロの指導者を招致している事業があるから、三笠にスポーツ少年団に入りたいのだという市外の子供が平成22年度から、この事業をやったことによって、市外の子供たちの反応というのは、以前、少年団に三笠の子供たちってどれぐらいいて、この事業ができたから、今市外の子供たちの割合がふえたという、何かありますか。

◎議長（谷津邦夫氏） 社会教育課長。

◎社会教育課長（松浦基晴氏） サッカー少年団の過去の市外からの入団者については、ちょっと今のところ押さえてはいないのですけれども、今現在、スポーツ環境事業を実施したことによって、移住定住がされたという実績は今のところございません。ただ、サッカー少年団に今現在、当別や砂川市から通っている選手がおります。これらの親が送迎が大変だということで三笠に移住しようかなという話をしたという話を情報として聞いてはいますけれども、実際に保護者の職業だとか、三笠に来るということになると、子供の転校の問題も出てくるということからだと思いますけれども、今のところ実現していないのが実情だということでございます。

ただ、強いチームには子供たちが集まってくるというのは事実だと思いますので、最近、全道大会、北北海道大会で優勝だとか、その前に、北海道大会に出場するという実績は残しておりますので、そのところについてはすばらしいものかなというふうに考えております。

◎議長（谷津邦夫氏） 武田議員。

◎9番（武田悌一氏） まだ移住の結果は出てないとしても、僕、これは高齢化の進むうちのまちにとって、雇用の問題というのも大事なのですけれども、こういう政策をもって人口増対策をするのだというのは、すごく僕は進めるべきだと個人的にも思っているのです。それで、例えば、プロ野球の指導誘致にしたって450万ぐらい、サッカーにしたって150万ぐらいのお金をかけているのです。結構いい金額かかっているのだと思うのです。今、回数も多いですから、当然なのですけれども。それで、せっかく強くなってきたのに、今後どうなるかわからない。逆に、この事業が中断になった途端に、せっかく市外から集まって、今市外から半分という話ですよ。そしたら、地域の子供たちだけではチーム編成ができなくなるということを考えたら、この事業をやめてしまって、本当に僕はいいかなと思うのです。僕の思いとしては、本当に、先ほど齊藤議員も前段の質問の中で条例化という話してましたけど、僕は個人的には、これ人口対策として条例化してもいい事業だとは思っているのですけれども、そんなような考えは、まあ、先ほどの話だったら、

当面、様子を見て判断したいということだったのですが、何か考えないですか。

◎議長（谷津邦夫氏） 社会教育課長。

◎社会教育課長（松浦基晴氏） 市外の子供たちという部分でいろいろお話あるのですが、逆に、去年は、野球なのですけども、三笠の子供が小学校北海道代表に選ばれるような選手だったのですけども、逆に、そういうレベルの高い野球をしたいということで、その子は三笠中学校に入らないで、岩見沢のほうのシニアのほうに入っているという現状も。どうしても指導していい選手が生まれれば、親も選手も一つ高いレベルのところやってみたいという思いになるのは当然なことだと思うのですけれども、どうしてもそういうような子供たちも出てくるということで、先ほど言いましたように、事業自身は本当にずっと続けていきたいという気持ちはあるのですけども、やはり事業をやるには、例えば、三笠の子供たちが本当に野球もいなくなって、市外から本当に呼んでまでやるのかということも、今後、いろいろ検討していかなければいけないということで、先ほどちょっと言わせていただいたのですけども、当面は、今現状の事業を検証しながら続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（谷津邦夫氏） 武田議員。

◎9番（武田悌一氏） わかりました。大体答えを聞いて見えてきたかなとは思いますが、当面様子を見ながらということだと思うのですけども、つい先日、7年後の東京オリンピック開催が決定しました。こういうこともあって、7年後だったら、今うちのこういう事業を使いながら、一生懸命スポーツやってる子供たちが、ひょっとしたら7年後出れるかもしれないという可能性を持っていると思うのです。そういう意味においては、もう少し当面は、子供たちのこういうスポーツに対しても温かい支援をしていただきたいなど。

先ほどの説明いただきまして、市外の方については、交通費とかそういうところは支援していないというのは十分理解できましたので、私もそこは市民の方にはしっかり説明できる範囲にあるのかなと思っておりますので、まずはよろしくお願ひしたいなということでもあります。

あと、大会参加の補助金の関係ですけども、全道・全国年3回を限度にと云ってるのは、ことし、卓球で全国大会に行った子とかもありますけれども、昨年度の決算221万何がしという中に含まれて、そういうところから全部支出をしてるということで間違いないですよ。

◎議長（谷津邦夫氏） 社会教育課長。

◎社会教育課長（松浦基晴氏） 昨年24年度までは、各少年団に全道・全国大会規模の申請をしてもらって、全て出してたということで、去年は500万を超える補助金を出してました。全国大会1回入っているのそのぐらいになったのですけども、ことしは、各少年団の均衡を図る上で、3つの大会に、大概3つぐらいに絞ると、ほとんど全道・全道

につながる大会がほとんどなので、3つに絞らせていただいたというのが、去年とことしのちょっと違いです。

以上です。

◎議長（谷津邦夫氏） 武田議員。

◎9番（武田悌一氏） 支援できる範囲内で最大限の支援は続けていただきたいなというふうに思いまして、この件に関しての質問を終了したいと思います。

最後に、三笠高校と地域の連携なのですが、学校だよりのほか学級懇談会、学年通信とかという方法をとっているのだという答え聞きましたけど、やはり地域の方にしたら、まだまだ情報が入ってないなという。そういう中では、地域と学校、または教育委員会の立場それぞれあるのですが、その認識が多少ずれてるのだろうなとしか僕には思えないのです。多分、教育委員会のほうではちゃんとやってる、また、学校のほうでもちゃんと情報は出してるということなのだろうなと。ただ、それが保護者にとっても地域の住民にとっても、ちょっとまだ不足してるからこういう事態になってるのかなと思うのですけれども。

それで先ほど、前回、寮の建設のときに私の質問した中で、地域の方には丁寧な説明をしてくださねえという話をしたと思います。そのときに、今の答えでしたら、寮の話のところ、親とかPTAには確認してないのだということだったのですが、寮の建設の話、3月定例ですよ、決まったの。これを実際、保護者の方とか地域とかその辺に、いつの時点でどのような説明したのか、ちょっと聞かせてもらえますか。

◎議長（谷津邦夫氏） 三笠高校事務長。

◎高等学校事務長（堀籠秀樹氏） 先ほど、まず御答弁させていただいた中身としましては、寮の建設の関係につきましては、学校だよりを各家庭にお送りすると、それから、担任の先生が、各寮に入ってる生徒を通じて保護者の方に寮の建設について話をしようということに対応させていただきましたほか、ことしの8月に、PTAの、保護者全員ではないのですが、役員が集まる機会が夏休み後にありましたものですから、その場をおかりしまして、寮の男子の寮と女子の寮にするという部分の中での情報の交換をさせていただきました。その中で、1期生含めて男女ということではなくて、例えば、学年で、幾春別と、三笠に今建てている寮で性別で分けるのではなくて、例えば、学年で分けるなりの、そういうこともあってもいいのではないかという、役員の中でもそういった御意見もありましたけれども、なかなかいろいろな御意見をお持ちの方もいらっしゃいましたので、例えば、そういう御意見をお持ちの方が、生徒が男子の保護者の方ということもありましたけれども、最終的には、私どもが現在考えております性別で男女の寮に分けるという処方を進めるという部分では、PTAの集まっていた役員の中では確認をとれたということで、すいません、先ほどお話しさせていただきました。

それから、地域の方々のほうに対する御説明につきましては、ことしの3月の議会の前ということで、幾春別連合町内会のほうにお伺いいたしまして、説明をさせていただい

てございます。

以上です。

◎議長（谷津邦夫氏） 武田議員。

◎9番（武田悌一氏） 地域のほう、3月ですか、父兄のほう、PTAのほう、8月、学校だよりって、二、三カ月に一遍ですから、やっぱりそこまでのタイムラグが結構あるのだと思います。また、地域の人によったら、やっぱり、寮建てるのだねって、決まる形に見えてくるのも結構早いのです。多分、だから、一般市民の方のほう情報がすごく早く入ってて、学校からの情報が遅過ぎるとしか、そこが話かみ合っていないところなのかな。ある程度、今後は少し、まあ、リアルタイムに全ていけるとは思っていないですけども、もうちょっときめ細かに連絡をしてあげないと、せっかく地域は地域で子供たちのためにとって頑張ろうと思ってるんですけど、なかなか情報が入ってこない。逆に言ったら、保護者の方は、学校のことがちょっと考え見えないからって地域に連絡が入る。となると、何か、僕も話聞いてて、どうなのかなという思いしかないのです。もどかしい思いなのです。だから、保護者の方に対しても、また地域の方に対しても、並行にもうちょっとリアルな情報、例えば本当にメールとかでもいいと思うのです。そんなに行事の、例えば授業風景とかライブ中継すれとか、そこまでは言うつもりないですけども、ある程度、今、子供たちが現状こういう生活をしている、また地域によってはこういうことがあるというのは、やはり3者みんな同じようなレベルの認識で進んでいかないといけないと思うので、その辺はもう少し考えていただきたいなと思いますし、三笠高校、今ホームページとかもありますけれど、もうちょっと、そういうかたいのでなくて、もうちょっと楽でもいいと思うのです。それこそ、今、フェイスブック、ツイッター、何でもあると思うのです。そういうようなやつでも活用しながら、リアルな情報を出していけるようにしていただきたいのと。

あと、目ごろから、これ誰が行くのかと言うたらちょっと難しいんですけども、やっぱり地域とコミュニケーションをとるようにしていただかないと、教育現場の方々が常に地域に入れというのも難しいのかなとも思いますけど、そういうことまで少し取り組んでいかないと、やはり町なかに若草町に学校があって、寮は幾春別ですから、なかなか一体の情報というのは難しいのかなと思うのですけれども、その辺をもう少ししっかり取り組んでいただきたいな。答えがいただけるのならいただきたいと思います。

◎議長（谷津邦夫氏） 教育長。

◎教育長（北山一幸氏） いろいろと御心配いただきましてありがとうございます。それと、地域の方々にも、いろいろと寮生含めまして子供たちお世話になってございます。非常にその上では感謝申し上げてるところでございます。

それで、今の地域とのコミュニケーション含めまして情報ということなのですが、事務長お話ししましたとおり、毎月なり、大体1カ月ぐらいい出して学校だよりだとか、そういうのはお届けさせていただいたり、それから若草町内会にもお届けしたりとかいろいろ

ろその辺をやらせていただいているのですが、まだまだ、例えばコンクールにこれから挑戦しますよだとか、そういう事前のことはなかなか伝わっていないので、紙面のほうでそういうものが開発されただとか、それからコンクールにも出て選ばれましたよだとかということが出てくるものですから、そういうことをもしやっていたら、子供たちのことを知りたいと思っていらっしゃる部分も多々あるのかな。

私どもも、挑戦する段階では、まだ挑戦するかしないかという段階もいろいろあるものですから、私どもの耳にも入ってこない場合がございます。ただ、それらの予定が組まれて、大きくこういうものが今月予定しているだとか、そういうものは、これからの情報として出していくべきなのだろうというふうに思っています。今学校のほうと打ち合わせをさせていただいているのは、毎月の予定表というのは学校ごとございまして、そのときに出される情報の範囲内だけでも、なるべくそういう予定はお知らせしましょうということに今進めさせていただいております。これももう少し学校のほうと詰めて、当然詳しく出される部分を出していきたいなというふうに思っています。

それから、今、学校のほうで北海道全域になってまして、なるべく情報の共有を図るのにも、ネットだけではなかなか厳しい面がございまして、今、道内4支部に分けてまして、支部をつくろうと今してまして、ことしは11月ぐらいに1回目を開催しようということに、まず、道央支部につきましては石狩、空知、後志、それから道南については渡島から檜山、胆振、日高とか、そういうエリアを一つのポイントにしまして、どこか皆さんが集まりやすいところで、そういう会を持とうということにやっています。学校では今進めてございます。

これからも皆さんの御意見いただきながら、できる限り、そういう情報等々については流せるような状況をですねこれから考えてまいりたいと思っておりますので、御指導のほどよろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 武田議員。

◎9番（武田悌一氏） 今教育長のほうから答弁をいただきましたので、これからもよろしくお願ひしたいなということで僕の質問を全て終わらせていただきます。

◎議長（谷津邦夫氏） 副市長。

◎副市長（西城賢策氏） 今御質問いただいた中で少し気になる部分がございまして、御答弁をさせていただきます。

確かに、病院の問題については、よく役所だとあり得ることだというお話をいただきました。もう全くそのとおりだと思います。

先日も、庁議の中で私のほうから、各職場においても十分注意喚起するような話し合いをよくしてくれと、本当にそういうことが考えられるよということで、特にまた病院のほうはそういうこともありますけれども、何らかの、常勤のお医者さんが来られるまでということにはわかるのですが、その間に何かあったらと、こういうものというのは模倣犯的なものもないとは限らないので、そんなことも十分に注意した中で、病院の場でよく議論し

てくれということでお願いをしてございました。どうもありがとうございます。

それから、また、子供たちのスポーツの関係等を含めて条例化というお話をいただきました。これは、今の皆様に予算審議していただく中で、かなりのことができてるということがございまして、これを、何ていうか、精神規定というか、もっと条例化までして考えていくべきではないかというのは、こういうジャンルについてはあり得ることなのだろうと思います。そこまで踏み込めるかどうかということなのです。

ただ、私、ちょっと気になりましたのは、たしか市内の子供という視点と市外の子供という視点がありまして、お話しいただいたのだろうと思うのですが、市外の子供が入ってくることによって市内の子供が元気づくとか、また技術的に切磋琢磨するとかというようなことが当然あるわけです。だから、その部分をずっといつまでも市内の子供に限ってというふうになるのかどうかというあたりも微妙なところですね。そこら辺は、今後よく教育委員会内部で検討していただきたいというふうに思っています。

いずれにしても、これは非常にいい効果が出ておりますので、支援については、市としてできる限りやっていきたいというふうに考えているところでございます。

高校問題は、高校の通信を見ても、校長先生か、あるいは教頭先生か、その辺の方々がお書きになってるなという感じの印象なのです。もっと多くの方々、生徒も含めて、参加した者が出てこないのかなとか。もっと言えば、やっぱり双方向でないから、僕は、何か情報が詰まるのだろうなど。確定したものについて出すと、ああいう立場におられる方はきっとそうなのだろうと思うのですが、そこはもう少し、地域に開かれた高校というイメージでできないのかなというふうに思っていますので、この辺はまた行政内部で議論しながら教育委員会のほうにもお願いをしたいというふうに思っております。

いずれにしても、幾心寮が手狭でもうどうしようもないので、寮を動かさなければならぬという問題ありましたので、これは、今御指摘いただきました議論と若干違う部分もあるのかもしれませんが、PTA会も立ち上げたということでもありますし、その方々とじっくり議論をしながら、開かれた高校づくりというのを。子供たちはたくさん市内に出てきてくれて、いろんな活動してくれるのですが、我々も一生懸命、つまり市民も一生懸命高校に行く努力も必要だなというふうに思っているのです。もう常日ごろ、高校の中が父兄でいっぱいとか市民でいっぱいというような状況をつくり出せないものかなと常日ごろ思っておりまして、そんなことをまた行政内部でも議論してみたいと思いますので、よろしくお願いたします。

◎議長（谷津邦夫氏） 以上で、武田議員の質問を終わります。

これもちまして、通告のあった質問は終了しました。

◎日程第5 例月出納検査報告について（監報第3号）

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の5 監報第3号例月出納検査報告についてを議題

とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は、発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、監報第3号例月出納検査報告については、報告済みとします。

◎日程第6 報告第21号及び報告第22号について

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の6 報告第21号及び報告第22号についてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第21号及び報告第22号については、報告済みとします。

◎日程第7 報告第23号 まちづくり調査特別委員会報告について

◎議長(谷津邦夫氏) 続いて、日程の7 報告第23号まちづくり調査特別委員会報告についてを議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

丸山委員長、登壇願います。

(まちづくり調査特別委員会委員長丸山修一氏 登壇)

◎まちづくり調査特別委員会委員長(丸山修一氏) まちづくり調査特別委員会委員長報告をいたします。

平成23年第2回臨時会で決議設置されました「まちづくり調査特別委員会」について、平成25年第2回定例会で報告した以降の調査結果を御報告いたします。

この委員会は、議長を除く全議員による委員会で調査を行っておりますので、質疑と答弁等、内容の詳細は省略させていただきますので、御了承願いたいと思います。

さて、第2回定例会以降、8月6日に開催しました委員会では、「1. 空知管内税・料等の比較について」、「2. 東清住地区養豚場からの悪臭に関する対応について」、「3. 市立三笠高校について」提示のあった資料をもとに調査を行いました。

初めに、空知管内税・料等の比較についての調査では、市税の比較、使用料等の状況について調査をしました。

次に、東清住地区養豚場からの悪臭に関する対応についての調査では、臭気の現状について、養豚施設の管理について、その他について調査をしました。

結びに、市立三笠高等学校の調査では、1、学校・寄宿舎の運営経費について、2、料理コンテストの参加状況について調査をしました。

資料説明後、東清住地区養豚場からの悪臭に関する対応について現地視察を行い調査を終了しました。

以上をもちまして、本委員会の調査結果について御報告とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第23号まちづくり調査特別委員会報告については、報告済みとします。

**◎日程第8 報告第24号 三笠市火災予防条例の一部を改正
する条例の専決処分の報告について**

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の8 報告第24号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 報告第24号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の専決処分について、報告申し上げます。

今回の改正は、消防法施行令の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、消防の用に供する機械器具等における検定対象、機械器具等の範囲が見直されたことに伴い、引用している条項の改正を行うものであります。

施行期日は、平成26年4月1日であります。

議会の委任による専決処分事項の指定について、第4項の規定により、7月22日付で専決処分を行ったものであります。

以上、報告といたしますので、御理解くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、報告第24号について質疑に入ります。

質疑のある方は、発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第24号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の専決処分の報告については、報告済みとします。

◎日程第9 報告第25号 平成24年度健全化判断比率及び
資金不足比率の報告について

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の9 報告第25号平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長(小林和男氏) 報告第25号平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率について、報告申し上げます。

今回の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成24年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の結果を、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものであります。

その算定結果につきましては、健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字決算となったことから算出されず、一方、実質公債費比率は12.1%、将来負担比率103.8%となったものであります。

資金不足比率についても、全ての公営企業会計での資金不足の発生がなかったため、算出されないものであります。

いずれの指標も早期健全化基準、経営健全化基準には該当しない結果となっているものであります。

以上、報告といたします。

◎議長(谷津邦夫氏) これより、報告第25号について質疑に入ります。

質疑のある方は、発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第25号平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、報告済みとします。

◎日程第10 議案第39号 三笠市子ども・子育て会議条例
の制定について

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の10 議案第39号三笠市子ども・子育て会議条例の制定

についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長(小林和男氏) 議案第39号三笠市子ども・子育て会議条例の制定について、提案説明申し上げます。

本条例の制定は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、三笠市においても「子ども・子育て会議」を設置するため、本会議に係る必要事項を定めるものであります。

制定の内容は、会議の任務、構成委員の人数及び報酬等を定めるものであります。

施行期日は、平成25年10月1日であります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長(谷津邦夫氏) これより、報告第39号について質疑に入ります。

質疑のある方は、発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第39号については、総合常任委員会に付託します。

◎日程第11 議案第40号 三笠市児童・青少年ふれあい会館設置条例を廃止する条例の制定について

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の11 議案第40号三笠市児童・青少年ふれあい会館設置条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長(小林和男氏) 議案第40号三笠市児童・青少年ふれあい会館設置条例を廃止する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の廃止は、昭和54年に唐松保育所として開設し、平成8年からは三笠市児童・青少年ふれあい会館として活用しておりました本施設について、平成12年より利用者の活動拠点がミカサ・モダンアートミュージアムに移転となったことに伴い、未利用の状態となり、今後も再開する可能性がないことから、本条例を廃止するものであります。

施行期日は、平成25年10月1日であります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

ます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、報告第40号について質疑に入ります。

質疑のある方は、発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第40号については、総合常任委員会に付託します。

**◎日程第12 議案第41号 三笠市市営住宅設置条例の一部
を改正する条例の制定について**

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の12 議案第41号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第41号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、市営住宅の建て替え及び除却に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、榊町団地の建て替えにより、文言を追加するとともに、除却を行う榊町団地及び川向団地の戸数の削減等を行うものであります。

施行期日は、建て替えに係る改正については、10月1日から、除却に係る改正については、平成26年1月1日から施行するものであります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、議案第41号について質疑に入ります。

質疑のある方は、発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第41号については、総合常任委員会に付託いたします。

**◎日程第13 議案第42号 北海道後期高齢者医療広域連合
規約の変更に関する協議について**

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の13 議案第42号北海道後期高齢者医療広域連

合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長(小林和男氏) 議案第42号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、提案説明申し上げます。

今回の提案は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人住民についても住民票が交付されることになったことから、北海道後期高齢者医療広域連合規約別表第2備考中、「及び外国人登録原票」の文言を削除するため、地方自治法第291条の3第1項の規定により、同広域連合を組織する市町村への協議があり、賛同すべきものと判断し、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長(谷津邦夫氏) これより、議案第42号について質疑に入ります。

質疑のある方は、発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第42号については、総合常任委員会に付託します。

◎日程第14 議案第43号から議案第47号までについて

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の14 議案第43号から議案第47号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長(小林和男氏) 議案第43号平成25年度三笠市一般会計補正予算(第3回)から、議案第47号平成25年度三笠市育英特別会計補正予算(第1回)まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第43号平成25年度三笠市一般会計補正予算(第3回)についてですが、今回の補正は、既定予算額8億6,808万5,000円に3,719万5,000円を追加し、予算の総額を8億528万円とするものであります。

まず、歳出であります。民生費では、後期高齢者医療特別会計繰出金及び介護保険特別会計繰出金の精算や、障害者福祉費などの国・道支出金の前年度超過交付金について精

算還付を行うものであります。

また、子ども・子育て支援法の制定により義務づけられた、子ども・子育て支援事業計画の策定に必要な費用を措置するものであります。

衛生費では、悪臭対策に係る臭気測定回数の増加などに伴う費用を増額措置するものであります。

農林水産業費では、柏町の分収造林において実施する除伐事業に伴う費用を措置するほか、国の制度活用による農業機械等の整備を行う農業者に対して経費の一部を助成する経営体育成支援事業費を措置するものであります。

消防費では、洪水ハザードマップ更新事業費について、ハザードマップの更新に必要な国のデータが改訂される見込みであることから、更新を延期し、データの改訂後に行うため、減額措置をするものであります。

教育費では、雪害により損傷の著しい「三笠市児童・青少年ふれあい会館」の除却費用を措置するほか、学校給食センターの冷凍冷蔵庫の更新に必要な費用を増額措置するものであります。

一方、歳入であります。新たな事業における歳出関連の特定財源収入 8 8 7 万 5, 0 0 0 円を増額するほか、一般財源については、国・道支出金の前年度精算交付金のほか、前年度繰越金の一部などを計上するものであります。

次に、議案第 4 4 号平成 2 5 年度三笠市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）についてであります。今回の補正は、既定予算額 2 億 2 8 7 万 7, 0 0 0 円に変更はなく、歳入について、平成 2 4 年度事業の確定に伴い、繰越金が生じたため、この見合い分を平成 2 5 年度の一般会計繰入金から減額するものであります。

次に、議案第 4 5 号平成 2 5 年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）についてであります。今回の補正は、既定予算額 1 7 億 7, 9 3 2 万 8, 0 0 0 円に 1 億 8, 2 3 2 万 3, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 1 9 億 6, 1 6 5 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

まず、歳出であります。平成 2 4 年度の事業確定に伴い、療養給付費等負担金に精算還付金が生じたため、増額措置するほか、人間ドック希望者の増、及び特定健診未受診者対策事業が補助採択となったことに伴い、その経費を措置するとともに、歳入歳出における剰余金を基金積立金に計上するものであります。

一方、歳入であります。歳出関連の国庫補助金を増額措置するほか、国庫支出金の前年度精算交付金及び前年度繰越金を計上するものであります。

次に、議案第 4 6 号平成 2 5 年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）についてであります。今回の補正は、既定予算額 1 3 億 8, 9 5 0 万 7, 0 0 0 円に 2, 5 8 2 万 4, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 1 4 億 1, 5 3 3 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

まず、歳出であります。平成 2 4 年度の事業確定に伴い、支払い基金交付金等に精算

還付金が生じたため増額措置するほか、歳入歳出における余剰金を基金積立金に計上するものであります。

一方、歳入であります、介護給付費道費負担金及び前年度繰越金等を計上するものであります。

最後に、議案第47号平成25年度三笠市育英特別会計補正予算（第1回）についてありますが、今回の補正は、既定予算額275万5,000円に14万9,000円を追加し、予算の総額を290万4,000円とするものであります。

補正の内容は、前年度繰越金の発生に伴い、歳出に基金積立金、歳入に繰越金をそれぞれ増額措置するものであります。

以上、議案第43号から議案第47号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、議案第43号から議案第47号までについて一括して質疑に入ります。

質疑のある方は、発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第43号から議案第47号までについては、総合常任委員会に付託いたします。

◎日程第15 議案第48号及び議案第49号について

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の15 議案第48号及び議案第49号を一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第48号平成24年度三笠市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び議案第49号平成24年度三笠市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、一括して提案説明申し上げます。

本件については、水道事業会計において2,414万195円、下水道事業会計において3,250万4,408円の未処分利益剰余金が生じたことから、それぞれ、20分の1の額を減債積立金に積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第48号及び議案第49号について一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、議案第48号及び議案第49号について一括して質疑に入ります。

質疑のある方は、発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第48号及び議案第49号については、総合常任委員会に付託いたします。

◎日程第16 議案第50号及び議案第51号について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の16 議案第50号及び議案第51号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第50号市道路線の廃止について及び議案第51号市道路線の認定について、一括して提案説明申し上げます。

今回の市道路線の廃止及び認定につきましては、榊町団地公営住宅建てかえ事業に伴い、市道榊町16号線を一旦廃止し、起点の変更を行い、改めて認定するものであります。

以上、議案第50号及び議案第51号について一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますように、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、議案第50号及び議案第51号について、一括して質疑に入ります。

質疑のある方は、発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第50号及び議案第51号については、総合常任委員会に付託いたします。

◎日程第17 議案第52号 三笠市教育委員会委員の任命について

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の17 議案第52号三笠市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長(小林和男氏) 議案第52号三笠市教育委員会委員の任命について、提案説明申し上げます。

三笠市教育委員会委員渡辺恵子氏の平成25年9月30日付任期満了に伴い、その後任者として、引き続き同氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

渡辺恵子氏は、昭和25年2月12日生まれで63歳、住所は、三笠市榊町2番地27であります。

同氏は、平成21年10月1日から三笠市教育委員会委員に就任し、現在に至っております。

三笠市教育委員会委員として適任と考えますので、御同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長(谷津邦夫氏) 本案について、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第52号三笠市教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号三笠市教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

◎日程第18 議案第53号 三笠市職員懲戒審査委員会委員
の任命について

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の18 議案第53号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長(小林和男氏) 議案第53号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命について提案

説明申し上げます。

三笠市職員懲戒審査委員会委員でありました山口秋男氏が御逝去されたことに伴い、その後任者として、木澤榮氏を任命するため、地方自治法施行規定第17条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

木澤榮氏は、昭和20年11月23日生まれで67歳、住所は、三笠市高美町458番地5であります。

同氏は、昭和39年4月に市職員として採用後、下水道課長、財務課長、行革推進部長等を歴任、平成18年3月に定年退職し、現在に至っております。

三笠市職員懲戒審査委員会委員として適任であると考えますので、御同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 本案について、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第53号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命については同意することに決定しました。

◎日程第19 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の19 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について提案説明申し上げます。

法務大臣から委嘱されております人権擁護委員荒井優子氏の平成25年12月31日付任期満了に伴い、後任候補者として、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

荒井優子氏は、昭和18年1月25日生まれで70歳、住所は、三笠市清住町142番地であります。

同氏は、平成17年1月1日から人権擁護委員に委嘱されており、人格、識見等から、人権擁護委員として適任であると考えますので、御答申くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、質疑に入ります。

質疑のある方は、発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案については、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案については、推薦に可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、可と答申することに決定しました。

◎日程第20 認定第1号から認定第8号までについて

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の20 認定第1号から認定第8号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 認定第1号平成24年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定から認定第8号平成24年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定まで、一括して御説明申し上げます。

最初に、認定第1号平成24年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成24年度予算編成に当たり、国の地方財政についての考え方は、平成24年度予算の概算要求組み替え基準に基づき、通常収支分と東日本大震災分を区分して整理することとし、通常収支分については、財政運営戦略に基づき定める中期財政フレームに沿って、社会保障関係費の自然増や地域経済の基盤強化などに対応する財源を含め、交付団体を初め、安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を23年度と実質的に同水準

となるよう確保するため、地方交付税については、地域主権改革に沿った財源の充実を図る目的で、前年度より811億円増額措置されたものであります。

こうした中、平成24年度における三笠市の予算は、どのような状況にも対応できる安定的かつ健全な財政基盤を確立し、地方公共団体財政健全化法による制限を受けない財政構造を維持していくため、引き続き、公債費負担適正化計画の遵守及び自立対策や行財政改革計画を推進する一方で、子育て支援、高齢者対策、産業活性化対策などの事業を推進し、元気のある地域社会づくりのステップアップを目標に予算編成を行ったものであります。

また、政策的予算において、「第8次総合計画の確かな船出」をコンセプトに、限られた予算の範囲内で、市民の視点に立った目的・成果重視の行政へ展開するための編成としたもので、優先度や効果を十分考慮し、措置したものであります。

年度途中においては、大雪に伴う公共施設の修繕費等の雪害対策経費、国の補正予算に伴う事業などのほか、緊急を要する事業等について所要の対応を図ったものであります。

予算の執行に当たっては、節減や合理化を図りながら、効率的な執行を目指すとともに、予算審議の経緯や目的などをしっかり認識し、早期に効果を上げるよう、計画的な予算執行を行ったものであります。

歳入については、国・道支出金など市にとって有効な財源の活用・確保に努めたほか、減収対策として、過去からの徹底した行財政改革の推進を国などに訴え、財政支援を強く主張し、財源確保を図りました。

歳出については、予算執行の過程においても、常にその必要性を客観的な視点で十分検証し、住民サービスに影響が出ない範囲で節減に努め、一定の繰り越しができるよう執行したものであります。

決算の状況は、最終予算額107億5,525万7,000円に対し、歳入決算は97億7,932万6,561円で、予算に対する収入率は90.9%であります。

一方、歳出決算額は、95億2,704万3,683円で、予算に対する執行率は88.6%であります。

この結果、歳入歳出差し引き額は2億5,228万2,878円となり、そのうち、平成24年度は繰越明許費が発生したため、1億3,090万4,000円が、これに必要な財源として繰り越され、翌年度に繰り越される実質額は1億2,137万8,878円となるものであります。

なお、平成24年度一般会計事業費の執行状況は、主要施策の成果、決算事項別明細書に示すとおりであります。

次に、認定第2号平成24年度三笠市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成24年度予算は、後期高齢者医療制度にかかわる本市の財政運営が適切に執行されるよう予算編成を行ったものであります。

予算執行に当たっては、運営主体が北海道後期高齢者医療広域連合であるため、歳入に

については、後期高齢者医療保険料分及び低所得者の保険料軽減額並びに事務費負担分を計上し、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金として、事務費負担金及び保険料相当分を計上し、広域連合へ納付したものであります。

決算の状況は、最終予算額2億3,052万9,000円に対して、歳入決算額は2億415万6,833円で、予算に対する収入率は88.6%であります。

一方、歳出決算額は、2億336万4,669円で、予算に対する執行率は88.2%であります。

この結果、歳入歳出差し引き額は79万2,164円となり、この全額を翌年度に繰り越しますが、全額、一般会計繰入金精算金で翌年度に精算するものであります。

次に、認定第3号平成24年度三笠市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成24年度予算は、後期高齢者医療制度や前期高齢者医療の財政調整制度等に対応することを基本に、国民健康保険財政が健全に運営できるよう予算編成を行ったものであります。

予算執行に当たっては、収納率向上のため特別対策事業の実施、事務的経費の効率的執行、医療費適正化のため、前年度に引き続き、骨粗鬆症検診、人間ドック費用の助成事業の実施や医療費の通知、レセプト点検の充実強化に努めたほか、優良健康家庭表彰を実施し、被保険者の健康保持、増進に対する意識の高揚を図ったものであります。

決算の状況は、最終予算額19億7,717万8,000円に対し、歳入決算額は20億3,588万6,695円で、予算に対する収入率は103.0%であります。

一方、歳出決算額は18億6,436万7,248円で、予算に対する執行率は94.3%であります。

この結果、歳入歳出差し引き額は1億7,151万9,447円となり、この全額を翌年度に繰り越し、補助金等精算還付整理後の残額については、国民健康保険基金に積み立てするものであります。

次に、認定第4号平成24年度三笠市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成24年度予算は、介護保険の保険給付が適切に実施できるよう、第5期介護保険事業計画における施策及び費用の推計をもとに予算編成を行ったものであります。

予算執行に当たっては、介護予防事業の充実を図るとともに、サービスの円滑な提供に努めたところであります。

決算の状況は、最終予算額14億5,439万7,000円に対し、歳入決算額は13億5,852万2,226円で、予算に対する収入率は93.4%であります。

一方、歳出決算額は13億3,816万1,901円で、予算に対する執行率は92.0%であります。

この結果、歳入歳出差し引き額は2,036万325円となり、この全額を翌年度に繰り越すものであります。

次に、認定第5号平成24年度三笠市育英特別会計歳入歳出決算の認定についてであり

ますが、奨学資金の貸し付けが平成19年度で終了していることから、貸付返還金など全ての収入を育英基金に積み立てるため、予算編成を行ったものであります。

決算の状況は、最終予算額297万1,000円に対し、歳入決算額は305万1,494円で、予算に対する収入率は102.7%であります。

一方、歳出決算額は290万2,494円で、予算に対する執行率は97.7%であります。

この結果、歳入歳出差し引き額は14万9,000円となり、この全額を翌年度へ繰り越し、育英基金へ積み立てするものであります。

次に、認定第6号平成24年度三笠市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成24年度予算は、市民に安定した水道水の供給を行うことを使命として、施設の計画的な整備を行うとともに、公営企業の独立採算性の原則に立ち、経費節減等の効率的な執行に努めたところであります。

決算の状況は、まず、収益的収支であります。収入については、最終予算額3億1,844万3,000円に対し、決算額は3億2,003万3,171円で、159万171円の増収となりました。

一方、支出については、最終予算額2億9,308万6,000円に対し、決算額は2億7,915万263円で、1,393万5,737円の不用額が生じ、当年度純利益は4,088万2,908円となりました。

次に、資本的収支であります。配水管の改良及び量水器取りかえ等について、予定どおり執行したところであります。

収入では、最終予算額8,300万円に対し、決算額は8,300万円となり、支出では、最終予算額2億2,772万4,000円に対し、決算額は2億2,746万7,479円となり、差し引き1億4,446万7,479円の不足額となったものであります。この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額654万1,011円、過年度分損益勘定留保資金1億3,792万6,468円をもって補填したものであります。

次に、認定第7号平成24年度三笠市下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成24年度予算は、浸水対策を目的とした雨水管整備を実施する一方、公営企業の独立採算性の原則に立ち、維持管理経費の抑制や経費節減等の効率的な執行に努めたところであります。

決算の状況は、まず、収益的収支であります。収入については、最終予算額5億1,617万5,000円に対し、決算額は5億1,825万9,824円で、208万4,824円の増収となりました。

一方、支出については、最終予算額5億1,159万1,000円に対し、決算額は4億9,714万9,649円で、1,444万1,351円の不用額が生じ、当年度純利益は2,111万175円となりました。

次に、資本的収支であります。雨水管の整備と三笠浄化センターの機器更新について、

予定どおり執行したところであります。

収入では、最終予算額2億6,365万9,000円に対し、決算額は2億6,382万4,800円となり、支出では、最終予算額5億1,386万4,000円に対し、決算額5億1,236万9,932円となり、差し引き2億4,854万5,132円の不足額となったものであります。この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額184万5,709円、減債積立金64万5,707円、過年度分損益勘定留保資金5,210万5,784円、当年度分損益勘定留保資金1億9,394万7,932円をもって補填したものであります。

最後に、認定第8号平成24年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成24年度の病院事業は、安定した地域医療を提供するために、引き続き、医師確保に取り組むとともに、市民の健康を守る本市の基幹病院として、急性期医療を初め、救急医療や療養医療なども提供することにより、医業収益を最大限確保するほか、経費の削減に努めるなど、効率的かつ安定的な経営を目指してまいりました。

しかし、患者数が目標に届かず、収支不足が見込まれたことから、不良債務の発生を回避するため、一般会計において200万円の長期貸し付けを行ったものであります。

決算の状況は、まず、収益的収支であります。収入については、最終予算額22億587万8,000円に対し、決算額は21億7,840万3,206円で、2,747万4,794円の減収となり、一方、支出については、効率的な執行に努めたことなどから、最終予算額23億67万3,000円に対し、決算額は22億5,276万7,323円で、4,790万5,677円の不用額が生じたもので、当年度純損失は税抜きで7,443万9,815円となったものであります。

次に、資本的収支であります。医療用機械器具の整備などの事業を行うとともに、利率の高い企業債について借りかえを行い、収入については、最終予算額2億9,446万7,000円に対し、決算額は同額となり、一方、支出については、最終予算額3億4,362万8,000円に対し、決算額は3億4,338万6,765円で、24万1,235円の不用額が発生したものであります。

この結果、収入支出差し引き4,891万9,765円が不足となり、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額7万5,698円と、当年度損益勘定留保資金4,884万4,067円をもって補填したところであります。

なお、当年度発生留保資金は6,443万1,371円であり、124万82円の次年度繰越留保資金が生じたところであります。

以上、認定第1号から認定第8号まで一括して説明申し上げ、別冊の各会計歳入歳出決算書と監査委員の意見書を付して提出したもので、御認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、質問を行います。認定第1号から認定第8号までについて、一括して質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号までについては、9人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。認定第1号から認定第8号までについては、9人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決定しました。

続いて、お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、配付した一覧表のとおり、9人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました9人の議員を特別委員会委員に選任することに決定しました。

◎休 会 の 議 決

◎議長(谷津邦夫氏) 休会についてお諮りします。

議事の都合により、9月13日から9月25日までの13日間を休会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

9月13日から9月25日までの13日間を休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

◎散 会 宣 告

◎議長(谷津邦夫氏) 本日は、これもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員